

令和5年度

# 新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



五泉市では、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅費（賃借）、引越費用を補助します。補助の対象となる世帯、経費は下記の対象要件をご覧ください。

## ♡対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 夫婦共に五泉市に住所を有し、かつ2年以上定住意思のある世帯
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ ご夫婦の所得を合わせて500万円未満 ※他要件あり
- ⑤ 夫婦共に市税等を滞納していない
- ⑥ 夫婦双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金を受けたことがない
- ⑦ 夫婦双方が、五泉市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない

## ♡対象経費

新居の住宅費	賃貸住宅の家賃（最長3カ月）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
新居への引越費用	引越業者や運送業者に支払った引越費用

## ♡補助額

上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、  
夫婦共に29歳以下の世帯…**上限額60万円** 左記以外の世帯…**上限額30万円**

## ♡申請受付期間

令和5年6月12日～令和6年3月31日（受付時間 8時30分～17時15分、土・日曜日、祝日除く）

## ♡お問い合わせ・申請受付

五泉市役所 子ども家庭課 子育て企画係

〒959-1692 五泉市太田1094-1

☎0250(43)3911 ホームページ <https://www.city.gosen.lg.jp/>

詳しくはこちらから



# 申請に必要なもの

申請を検討される場合は事前にご相談ください。



## ♡必要提出書類 (全員が提出する書類)

- ① 五泉市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 同意書兼誓約書（様式第3号）
- ③ 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し
- ④ 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
- ⑤ 夫婦の市町村民税の所得証明書（市町村が発行する令和4年分の所得状況を証明するもの）
- ⑥ 夫婦の市町村民税の納税証明書（市町村が発行する令和4年分の納税状況を証明するもの）

## ♡新居への住宅費を経費として申請する場合に提出する書類

- ① 住宅の賃貸借契約書の写し  
（契約日、金額、借主・貸主双方の捺印を確認できるもの）
- ② 住宅の賃借に要した費用に係る領収書等の写し（最長3カ月分）  
※令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に支払った家賃、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）、共益費、仲介手数料の総額と内容が確認できるもの
- ③ 住宅手当支給証明書（様式第2号）  
※夫婦のうち、職についている方は提出が必要です。

## ♡新居への引越費用を経費として申請する場合に提出する書類

- ① 引越費用に係る領収書の写し



## ♡該当者のみ提出する書類

- ① 夫婦に貸与型奨学金の返済を行っている方がいる場合  
貸与型奨学金返済証明書 など

